(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市福部町八重原字垣ノ尾二〇二の二、二六五、字神仏田五六九、字市ノ谷川五八〇の四、福部町岩戸字田ノ尻一二五、字ヘソ垣一五九、三八九の一、三八九の二、三九〇から三九二まで、三九五、三九六の一、三九六の二、三九七から三九九まで、四〇二から四〇七まで、四〇八の二、四〇九の二、四一〇の二、四一一の二、四一二、四一三、四一四の二、四一五から四二四まで、四二六から四三二まで、四三三の三、四三四の二、四三五、四三六の一、四三八の一、四三九の一、字恵比須浜三七五、字家ノ上四四〇の一、四四〇の二、四四一から四四五まで、四四六の一、四四六の二、四四七から四五〇まで、四五四、字宮山四五六、字滝ノ上四五七から四六三まで、四六五の一、四六六から四七九まで、四八三、字高下四八六、四八七、字滝ノ下四八八、字川ノ上四八九から四九五まで、四九七から五一〇まで、五一三から五一七まで、五一九、五二〇、五二二、五二六、五二七、福部町蔵見字大平六三七の二、字家ノ奥七二五の二、字高野坂七五八・字大田成七六七・七六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七六八、字ヨジ谷七七一の一から七七一の四一まで、福部町久志羅字菖蒲峠七〇〇の二、福部町左近字奥井尻一四〇四の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町大江字上ミ澤ヶ瀧一四九八、字大谷西平一四九九の二、一四九九の三、字ヒツガナル一四五七から一四五九まで、字今磯ノ七　一六〇四、字長ハシリ一六〇九、字今磯ノ六　一六一〇、字今磯ノ八　一六三三、字中ノ谷一九六三、一九六四の一から一九六四の四まで、一九六五、一九六六、字タカノス一七七四、字唐谷笹ヶ平ル一八二六の四から一八二六の六まで、一八二六の二・一八二六の三・字上唐谷上ヱ一八二七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一八二七の二、一八二七の三、字奈免羅一九三九、一九四〇
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字宇波字迎山八〇三の一、八〇三の二、八〇六から八〇八まで、字大粟谷八一一、八一四から八一七まで、八二〇の一から八二〇の五まで、八二〇の七から八二〇の九まで、八二四、八二六の一、八二六の二、八二七、字田子谷八二八、八三一、八三六、八三七、八三九、八四〇・八四四（以上二筆国有林）、字竹ノ上ヱ八四八の一、八四八の三、八四八の四、字迎谷八五六・八六一（以上二筆国有林）、八六三、八七九の一、八七九の二、八八二、八八三の二、字スケノ平九三九、九四二、九五一、九五二、九五三の一から九五三の三まで、九五三の五から九五三の九まで、九五三の一一から九五三の一四まで、字荒神谷九六〇から九六二まで、九六三の一、九六三の二、字宮ノ津ヘ九六四の一、九六四の五、九六四の七、字ツヅラ平九六八の一、九六八の二、九六八の四、字赤谷奥九八二・九九四・九九九の一（以上三筆国有林）、九八七、九八八、九九三、九九八、字宇津ノ小谷一〇一〇、一〇一一、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六から一〇一八まで、一〇二〇、一〇二三、字小宇津ノ小谷一〇四六の一・一〇五一の一・一〇五一の二（以上三筆国有林）、一〇四六の二、一〇四八の一から一〇四八の三まで、一〇五〇、一〇五二、字以後谷一〇五五の一、一〇五九、一〇六〇、一〇六三、一〇六四・一〇六七（以上二筆国有林）、一〇六八から一〇七四まで、一〇七六、字猪ノ谷一〇七八から一〇八〇まで、一〇八四、一〇八六、一〇八七、一〇九〇、一〇九二、一〇九三、一〇九五、一〇九八から一一〇一まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字横手字高尾三六六の五、三八〇から三八四まで、大字砂原字西川谷二九五の一、二九五の二、二九七
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西川谷二九五の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字横手字粟谷東平一二二の一、一二二の三、一二二の四、字養老二〇二、二〇三、二〇四の一、字向フ谷三四〇、三五四から三五七まで、字福路五〇〇の一、大字砂原字大峰一〇九、一一〇、字潰谷一一一、一一二、字美谷三九二の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）